

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原三丁目3番41号
株式会社 タナベ経営
代表取締役社長 木 元 仁 志

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月24日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区宮原三丁目3番41号
当社本社3階会議室 { 会場が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参考のうえ、お間違えのないようご来場ください。 }
3. 目的事項
報告事項 第47期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役2名選任の件

なお、招集通知に添付すべき事業報告ならびに計算書類および監査報告書は別添の「第47期ご報告」（2頁から21頁まで）に記載のとおりです。

以 上

-
- （お願い）
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.tanabekeiei.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

1. 議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第47期の期末配当につきましては、業績、配当性向等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、259,933,830円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月26日といたしたいと存じます。

2. その他剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目とその額

任意積立金	100,000,000円
-------	--------------

② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	100,000,000円
---------	--------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

(1) 決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、当社は株券の電子化(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第8条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。

(2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。

(3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(4) その他、必要な規定および文言の削除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p><u>第8条 (株券の発行)</u> <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第9条 (単元未満株主の売渡請求) <u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下、「買増し」という。)を当会社に請求することができる。</p> <p>第10条 (単元未満株主の権利制限) 条文省略 (1) 条文省略 (2) 条文省略 (3) 条文省略 (4) 条文省略</p> <p>第11条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 <u>3. 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">削 除</p> <p>第8条 (単元未満株主の売渡請求) 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下、「買増し」という。)を当会社に請求することができる。</p> <p>第9条 (単元未満株主の権利制限) 現行どおり (1) 現行どおり (2) 現行どおり (3) 現行どおり (4) 現行どおり</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) 現行どおり 2. 現行どおり</p> <p style="text-align: center;">削 除</p>

現 行	変 更 案
<p>第12条（株式取扱規程） <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関する手続きは、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第13条（基準日） 当社は、毎年3月31日最終の<u>株主名簿等</u>に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告をして、一定の日の最終の<u>株主名簿等</u>に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第14条～第44条 条文省略</p> <p>第45条（期末配当金） 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の<u>株主名簿等</u>に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>第46条（中間配当金） 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の<u>株主名簿等</u>に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第47条 条文省略</p>	<p>第11条（株式取扱規程） <u>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関する手続き等</u>は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条（基準日） 当社は、毎年3月31日最終の<u>株主名簿</u>に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告をして、一定の日の最終の<u>株主名簿</u>に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第13条～第43条 現行どおり</p> <p>第44条（期末配当金） 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の<u>株主名簿</u>に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>第45条（中間配当金） 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の<u>株主名簿</u>に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第46条 現行どおり</p>

現	行	変	更	案
	新 設	附則		
	新 設	第1条		当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。
	新 設	第2条		当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
	新 設	第3条		本附則第1条ないし本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役長尾吉邦、中東和男の両氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社株式数
1	長尾吉邦 (昭和39年12月23日生)	昭和60年3月 当社入社 平成14年4月 当社北海道支社長 平成17年6月 当社取締役北海道支社長 平成18年4月 当社取締役東京本部・北海道支社担当 平成20年4月 当社取締役東京本部・北海道支社・新潟支社担当 平成21年4月 当社常務取締役コンサルティング統轄本部副本部長（現任）	19,820株
2	中東和男 (昭和32年1月7日生)	平成3年10月 当社入社 平成12年1月 当社ネットワーク本部長 平成17年6月 当社取締役ネットワーク本部長（現任）	11,790株

(注) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市淀川区宮原三丁目 3 番41号
当社本社 3 階会議室
☎ 06-7177-4000



- (1) 地下鉄御堂筋線「新大阪」駅から
4番出口を出て西へ徒歩約4分。
- (2) JR「新大阪」駅から
 - ①新幹線、及び在来線の改札口は3階にあります。(地下鉄の改札口は2階)
 - ②3階の西口を出て、北(車の進行方向と逆方向)に向かいます。
 - ③100mほど歩き、右側にある地下鉄御堂筋線への連絡階段を下ります。
 - ④駅の表示に従い西へ歩くと、地下鉄御堂筋線「新大阪」駅4番出口に出ます。
 - ⑤4番出口を出て西へ徒歩約4分。

(お願い)

・本会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。